

奈良県固定資産評価審議会の概要

- 1 設置根拠 地方税法第401条の2
奈良県固定資産評価審議会条例
- 2 委員数 10人以内
- 3 任期 2年（任期：令和7年11月1日～令和9年10月31日）
- 4 審議事項 固定資産税における市町村間の評価の適正、均衡を図るため、知事は固定資産評価審議会に対して次の事項について、意見を聞かなければならないこととされている。（地方税法第401条の2第3項）

（1）道府県知事が定める地方税法第388条第1項の固定資産評価基準の細目に関すること

①固定資産（土地）の基準地価格（※）について

※市町村間の土地評価の均衡を確保するための指標となるもので、市町村ごとに定められる。

宅 地：当該市町村における最高路線価（路線価方式適用市町村）又は当該市町村における標準的な宅地の1㎡あたりの価格で最高のも

田、畑、山林：当該市町村における標準的な田（畑、山林）のうち、上級に属する1つの田（畑、山林）の1㎡あたりの価格

なお、均衡を図るための調整方法は②の※に同じ。

②固定資産（土地）の提示平均価額（※）について

$$\text{提示平均価額} = \frac{\text{総評価見込額}}{\text{総地積}}$$

※提示平均価額は、上記の算式により、指定市町村（宅地：奈良市 田：田原本町 畑：宇陀市 山林：川上村）にあっては総務大臣が算定し、指定市町村以外の市町村にあっては指定市町村の提示平均価額を参考として、都道府県知事が算定し、評価の適正、均衡が図られている。

（2）市町村における固定資産の価格の決定が固定資産評価基準によって行なわれていないと認める場合における、地方税法第419条第1項の当該市町村の長に対する固定資産の価格等の修正に関する勧告

（3）その他固定資産の評価に関する事項で道府県知事がその意見を求めたもの

- 5 スケジュール 基準年度（R6年度）
第2年度（R7年度）
第3年度（R8年度）
… } 市町村内に新たな地目（田・畑・山林に限る）が生じた場合に開催
年2回開催（11月頃① 2月頃②）